

○世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例

昭和57年3月16日条例第29号

改正

平成元年3月15日条例第27号

平成元年6月21日条例第37号

平成2年3月14日条例第18号

平成13年3月13日条例第41号

平成17年3月14日条例第23号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例

東京都世田谷区私道整備および私道排水設備の助成に関する条例（昭和50年7月東京都世田谷区条例第41号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、世田谷区の区域内において私道整備を行う者及び私道排水設備を設置する者に対し、必要な助成を行うことにより、交通の円滑、水洗便所の普及促進等生活環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私道 敷地が私有地であつて、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路で、一般交通の用に供されているものをいう。
- （2） 私道整備 私道の路面の舗装及び側溝の設置をいう。
- （3） 私道排水設備工事 私道の敷地内における排水設備の設置をいう。

一部改正〔平成元年条例27号・2年18号〕

（助成の対象）

第3条 助成の対象となる私道整備（再助成の場合は、私道の全体にわたり路面の再度の舗装及び側溝の設置を行うときは前回の私道整備から20年以上経過し、かつ、当該私道の全体にわたり著しく破損が生じていると区長が認めたものに限り、私道の一部分において路面の再度の舗装又は側溝の設置を行うときは前回の私道整備から10年以上経過し、かつ、当該部分に著しく破損が生じていると区長が認めたものに限る。）は、次の各号のいずれにも該当する私道について行われるもので、かつ、規則で定める設計基準及び工事仕様書に適合するものでなければならない。ただし、当該各号のいずれかに該当しない場合であっても、私道の一部分において路面の再度の舗

装若しくは側溝の設置を行うとき（前回助成の対象となった私道整備で、当該整備から10年以上経過し、かつ、当該部分に著しく破損が生じていると区長が認めたものに限る。）又は区長が特に必要と認めたときは助成の対象とすることができる。

- （１） 幅員が1.8メートル以上（行き止まりの私道にあつては、2.7メートル以上）あること。
- （２） 公道に連絡していること。
- （３） 沿道に現に居住している建物が存在すること（行き止まりの私道にあつては、2以上の建物（これらの建物の所有者が異なり、かつ、生計を異にしている場合に限る。）が存在すること。）。
- （４） 築造後5年以上経過していること。
- （５） 行き止まりの私道にあつては、延長が25メートル以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、助成の対象となる私道排水設備工事に伴う私道整備については助成を行う。

全部改正〔平成元年条例27号〕、一部改正〔平成元年条例37号・2年18号・13年41号・17年23号〕

第4条 助成の対象となる私道排水設備工事は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、東京都下水道事業管理者が定める設備基準及び規則で定める設置基準に適合するものでなければならない。ただし、当該各号のいずれかに該当しない場合であっても、区長が特に必要と認めたときは助成の対象とすることができる。

- （１） 幅員が1.2メートル以上の私道に排水設備を設置するものであること。
- （２） 2以上の建物（これらの建物の所有者が同一である場合及び生計を一にしている場合を除く。）が、排水設備に下水を排除するものであること。
- （３） 当該私道の所有者又は排水設備の設置について権原を有する者が行うものであること。
- （４） 下水道法（昭和32年法律第79号）第9条第2項の規定に基づき公示された下水の処理を開始すべき日から起算して3年以内に助成の申請をしたものであること。

追加〔平成元年条例27号〕、一部改正〔平成元年条例37号・2年18号〕

（助成金の額）

第5条 私道整備の助成金の額は、規則により区長が定めた額（当該工事の費用がこの額に満たないときはその額）とする。

2 私道排水設備工事の助成金の額は、規則により区長が定めた額（当該工事の費用がこの額に満たないときはその額）とする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでな

い。

一部改正〔平成元年条例27号・13年41号〕

(工事の施行主体)

第6条 工事は、助成を受けようとする者が行わなければならない。ただし、私道整備に限り、区長が特に必要と認めたときは、工事を区長に委託して行うことができる。

全部改正〔平成2年条例18号〕

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、工事に着手する前に、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

一部改正〔平成元年条例27号〕

(助成の決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、助成の可否を決定し、申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、助成する旨の決定（以下「助成決定」という。）をする場合において、条件を付けることができる。

一部改正〔平成元年条例27号〕

(承諾書)

第9条 私道整備（区長に委託して行う場合を除く。次条及び第11条において同じ。）及び私道排水設備工事の助成決定を受けた者は、通知を受けた後14日以内に承諾書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成2年条例18号〕

(事故報告)

第10条 私道整備及び私道排水設備工事の助成決定を受けた者は、工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

一部改正〔平成2年条例18号〕

(工事の遂行命令等)

第11条 区長は、私道整備及び私道排水設備工事が助成決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成決定を受けた者に、これらに従って工事を遂行すべきことを命ずることができる。

2 前項の命令に違反したときは、区長は、工事の一時停止を命ずることができる。

一部改正〔平成2年条例18号〕

(決定の取消し)

第12条 区長は、助成決定を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他の不正な手段によって助成決定を受けたとき。
- (2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。
- (3) 第4条本文に規定する設備基準及び設置基準に適合する施設を設置しなかったとき。
- (4) 助成によって設置した私道排水設備について、下水道法第11条に基づく使用を拒否したとき。
- (5) 第9条に規定する承諾書を14日以内に提出しなかったとき。
- (6) 前各号のほか、区長の付けた条件又は命令に従わなかったとき。

一部改正〔平成元年条例27号・2年18号〕

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により、助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 前条の規定により、助成金の返還を命じられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合においてその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の東京都世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、昭和57年4

月 1 日（以下「施行日」という。）以後に助成の申請をする者（東京都下水道局私道排水設備助成規程（昭和42年東京都下水道局管理規程第39号）の規定に基づき助成金の交付決定を受けている者（以下「都助成金交付決定者」という。）を除く。）について適用する。

- 3 改正前の東京都世田谷区私道整備および私道排水設備の助成に関する条例の規定に基づき施行日前に助成の申請をした者及びこの条例の施行の際、都助成金交付決定者で施行日以後に申請をする者については、なお従前の例による。

付 則（平成元年 3 月15日条例第27号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、平成元年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成元年 6 月21日条例第37号）

- 1 この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、平成元年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 年 3 月14日条例第18号）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月13日条例第41号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、平成13年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月14日条例第23号）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例の規定は、平成17年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者について

ては、なお従前の例による。